

仕 様 書

1 件 名 消防用設備等保守点検業務委託

2 履行期間 令和6年(2024年)4月1日から
令和7年(2025年)3月31日まで

3 履行場所

- (1) 草加市氷川町2118-5 草加市水道庁舎
- (2) 草加市吉町4-10-45 吉町浄水場
- (3) 草加市旭町5-7-8 旭浄水場
- (4) 草加市谷塚上町447 谷塚浄水場
- (5) 草加市中根2-38-24 中根浄水場
- (6) 草加市新栄3-1-2 新栄配水場
- (7) 草加市草加3-3-36 草加三丁目防災資材倉庫
- (8) 草加市氷川町2104-12 上下水道部防災倉庫

4 支払方法 業務完了払(年1回払)

5 委託内容

(1) 概要

水道庁舎及び浄配水場等に設置されている消防用設備等について、消防法第17条の3の3及び関係法令等に基づく点検を実施し、法令等で定められた様式で報告書を作成し、必要に応じて消防長又は消防署長に報告すること。

また、当該設備に異常が発生したときは、緊急に適切な資格を有する技術員を派遣し点検を行うこと。点検の結果、部品交換の必要性が生じた場合には、費用等について別途発注者と協議を行った上で保守を実施するものとし、本業務委託の範囲には含まない。

(2) 点検対象設備

別表「点検対象設備」を参照。

(3) 点検の種別及び点検期間

ア 機器点検 6月ごとに1回(6月及び12月を予定)

イ 総合点検 1年ごとに1回

※ 機器点検の2回目と総合点検を同日に実施すること。

※ 機器点検及び総合点検における各点検対象設備は、平成16年消防庁告示第9号に従うこと。

(4) 点検者の資格及び点検方法

当該点検等を行うために必要な資格及び当該点検の方法については、消防法及び関係法令等の規定に従うこと。

6 その他

(1) 点検日は、担当課と協議の上、決定すること。

(2) 報告書は、各点検実施後に1部作成し、速やかに提出すること。

- (3) 保守点検の結果、部品交換が必要な場合には、部品代及び部品交換費用を別途見積し、実施については担当課と協議を行うこと。
- (4) 消防用設備等を維持管理するための各種機器類の交換周期更新時期等を発注者に明示すること。
- (5) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (6) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (7) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議し対応するものとする。

7 問合せ先

草加市上下水道部水道総務課管理係

電 話 048-925-3132（直通）

F A X 048-925-5046

別表

点検対象設備

設備名		水道庁舎	吉町浄水場	旭浄水場	谷塚浄水場	中根浄水場	新栄配水場	草加三丁目 防災資材倉庫	上下水道部 防災倉庫
消火器具	粉末消火器(10型)	16本	14本	5本	3本	5本	9本	1本	2本
自動火災報知設備	受信機	1台	1台	1台	1台	1台	1台		
	差動式スポット型感知器	49個		7個	7個	2個	9個		
	定温式スポット型感知器	12個	31個				2個		
	煙式光電式スポット型感知器	14個	20個						
	地区音響装置	5個	3個				2個		
	発信機	5個	3個				2個		
避難器具	救助袋	1個							
誘導灯及び誘導標識	避難口	11か所	4か所						
	通路	6か所							
	階段通路誘導灯	5か所							
	信号装置	1か所							
	煙感知器	4か所							
防排煙制御設備	煙式スポット型光電式感知器	5個							
	手動開閉装置	1か所							
	シャッター	1か所							
	防火戸	4個							

※ 数量については、過去の点検結果及び「消防用設備等設置届書」を基に記載してある。

※ 点検結果が、別表と異なる場合には、担当課に報告を行い、報告書は現況を優先するものとする。